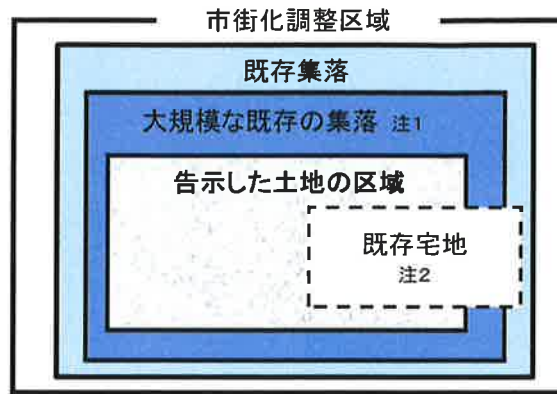


# 法第34条第11号に基づく条例及び細則による建築規制の緩和について

H31.3 都市計画課



大規模な既存の集落内の告示した土地の区域内	
既存宅地	誰でも許可を得て建築可
既存宅地以外	誰でも一定の条件 <sup>注3</sup> を満たせば建築可

**注1 大規模な既存の集落**  
 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる、概ね200戸以上の建築物が連たんしている集落  
 又は  
 その集落と地形等からみた自然的条件等一体的な日常生活圏を構成していると認められる概ね50戸以上の建築物が連たんしている集落  
 などの要件を満たす集落のうち、市街化を促進する恐れがないとしても知事が指定する集落

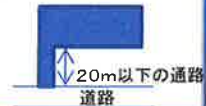
**注2 既存宅地**: 市街化調整区域となった時点(S45年)で既に宅地であった土地

**注3 「一定の条件」の主な基準(条例及び規則で規定)**

- ①指定する区域の要件(第3条)
  - ・浸水等災害発生のおそれがないなど
  - ・規則で定める大規模な既存の集落内
  - ◎要件を満たす土地(規則)
    - ・排水施設が配置された土地
    - ・規定された道路に接している土地
    - ・旗竿形状の土地以外の土地

**今回削除**

(20m以下の通路で道路に接する土地は除く)



- ②予定建築物の用途(第4条)
  - ・他人に譲渡し、又は使用させることを目的としない自己居住用の一戸建て住宅
- ③敷地面積等の制限(第5条)
  - ・敷地面積の最低限度等を規則で定める
  - ◎規則で定める基準
    - ・敷地の最低限度 200㎡
    - ・建ぺい率50%以下
    - ・容積率100%以下
    - ・高さ 10m以下
    - ・外壁等から境界までの距離1m以上



# 宮 崎 県 公 報

平成31年3月7日(木曜日) 第 3078 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○都市計画法施行細則の一部を改正する規則…… (都市計画課) 1	頁
告 示	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 4	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の名称 の変更…………… ( “ ) 5	
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 5	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 5	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療 ) の指定…………… ( “ ) 5	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (2件) …………… ( “ ) 5	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 5	

○保安林の指定予定の通知 (4件) …………… (自然環境課) 6	
○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止…………… (水産政策課) 7	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 7	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( “ ) 11	
○都市計画の変更…………… (都市計画課) 14	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 15	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (3件) …………… ( “ ) 15	
○土地改良区連合の定款変更の認可…………… (農村整備課) 16	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 16	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 16	
公安委員会公告	
○検定合格者審査の実施について…………… 16	

## 規 則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第5号

#### 都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則 (昭和45年宮崎県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例第3条第2項の規則で定める土地)	(条例第3条第2項の規則で定める土地)
第45条 条例第3条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。	第45条 条例第3条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件を <u>全て</u> 満たすものとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) <u>旗ざお形状の土地 (敷地内に路地状の通路を設けなければ、建築基準法第43条第1項の規定に適合しない土地をいう。)</u>	
<u>以外の土地 (前号の道路から延長20メートル以下の通路で接続する土地を除く。)</u>	
様式第3 (第18条関係)	様式第3 (第18条関係)
[略]	[略]
(注) ④ <u>すべての事項</u> について記入し空欄にしないこと。	(注) ④ <u>全ての事項</u> について記入し空欄にしないこと。
◎ [略]	◎ [略]
記入要領	記入要領
1～7 [略]	1～7 [略]
8 ④道路欄には、幅員 (すべての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上げ等を記入すること。	8 ④道路欄には、幅員 (全ての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上げ等を記入すること。
9～13 [略]	9～13 [略]
様式第5 (第20条関係)	様式第5 (第20条関係)

[略]

都市計画法施行規則第19条の該当資格  
第1号 (イロハニホヘト)  
第2号

[略]

[略]

都市計画法施行規則第19条の該当資格  
第1号 (イロハニホヘトチ)  
第2号

[略]

別記様式第18 (表面) を次のように改める。

様式第18 (第27条の2 関係)

開 発 登 録 簿 (調 書)

(表 面)

		市町名		整理番号									
開発許可 年 月 日			許可に 基づく 地位の 承継	承継の年月日				変 更					
番 号 シレイ													
開発許可 を受けた 者		氏名		承継 人	氏名								
		住所			住所								
予定建築 物の用途			工事施 行者		氏名								
					住所								
開 発 区 域	区域 地域 等	市街化区域		m <sup>2</sup>		(第一種、第二種) 低層住居専用地域、 (第一種、第二種) 中高層住居専用地域、 (第一種、第二種、準、田園) 住居地域、 近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域、その他							
		その他		m <sup>2</sup>									
		市街化調整区域		m <sup>2</sup>									
地域 の 名 称													
域	工区 面積 等	工区数		工区		工区	m <sup>2</sup>	工区	m <sup>2</sup>	工区	m <sup>2</sup>		
		総面積		m <sup>2</sup>		工区	m <sup>2</sup>	工区	m <sup>2</sup>	工区	m <sup>2</sup>		
						工区	m <sup>2</sup>	工区	m <sup>2</sup>	工区	m <sup>2</sup>		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第26 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法抜すい (裏) (調査のための立入り等)</p> <p>第25条 [略]</p> <p><u>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</u></p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、<u>都道府県知事</u>が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>様式第26 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法抜粋 (裏) (調査のための立入り等)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</u></p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事 <u>(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)</u>の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、<u>都道府県知事等</u>が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

<p>様式第27 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法抜すい (裏) <u>(立入検査)</u></p> <p>第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは<u>指定都市等の長</u>又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第27 (第41条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>[略]</p> <p>都市計画法抜粋 (裏) <u>(立入検査)</u></p> <p>第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは<u>市町村長</u>又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>[略]</p>
---	---

<p>様式第35 (第41条の3関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第35 (第41条の2関係)</p> <p>[略]</p>
------------------------------------	------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 162号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に

より、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成31年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
兒玉 諒介	北諸県郡三股町宮村29	平成31年1月4日